

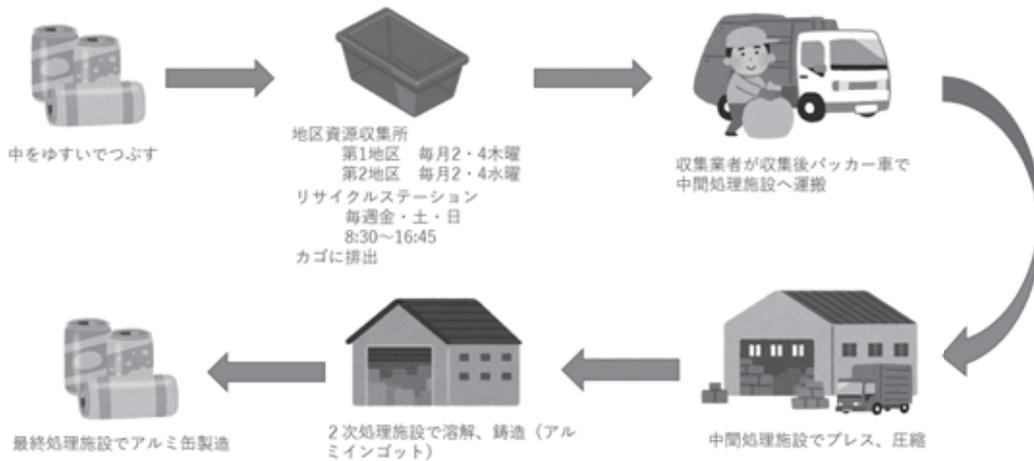
資源のゆくえ ～ アルミ缶編 ～

分別された資源は、様々なルートを通じて集められ、リサイクルされています。資源は種類によって特徴があり、原料として利用される製品が異なります。正しく分類することで、原料の利用価値が高まり、確実にリサイクルされるようになります。一人ひとりがきちんと分けてリサイクルしましょう。

今回は、アルミ缶のゆくえについて紹介します。

収集したアルミ缶は、圧縮、溶解処理された後、再び新しいアルミ缶に生まれ変わります。

▶ **問合せ** 住民課環境保全グループ ☎ 28・0916



※アルミインゴット・・・アルミを溶かして固めたもの

Info

マナーを守ってきれいなまちへ

犬のフンが放置される事象が発生しています。フン尿等の適正な処理は、飼い主の責任です。豊山町をきれいなまちにするために次のことを守りましょう。

- ・フンや尿は、散歩の前に自宅まで済ませるしつけをしてください。
 - ・散歩中にフンをしてしまった場合は、必ず持ち帰ってください。
 - ・ペットボトルなどで水を持ち歩き、フンを取り除いた後の汚れや尿は洗い流すようにしてください。
- また、「豊山町きれいなまちづくり条例」第8条において、犬の飼い主は、飼い犬がフンをしたときは、回収し、持ち帰らなければならないと規定しています。本条に違反した場合、指導、勧告及び命令処分の対象となります。

●イエローチヨーク作戦

「イエローチヨーク作戦」とは、犬のフンにお困りの参加者が、ルールを守らず放置された犬のフンの周りを黄色いチヨークで囲み、日時を書くことによって、放置した飼い主に困っている人や迷惑を被っている人がいることを伝える活動です。犬のフンにお困りの方はぜひ参加してください。

●参加資格

町民及び団体

●参加方法

住民課環境保全グループ窓口で受付後、

イエローチヨークをお渡しします。

▼問合せ

住民課環境保全グループ

☎ 28・0916

▼豊山町きれいなまちづくり条例抜粋

(犬の適正飼養)

第8条 犬の飼い主等が飼い犬を散歩させるときは、犬のふんを収納する容器等を携帯し、飼い犬がふんを排泄したときは、直ちに回収して自宅等に持ち帰り、適切に処理しなければならない。

(助言又は指導)

第9条 町長はこの条例の施行に関し必要があると認めるときは、町民等、事業者及び土地所有者等に助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第10条 町長は、第7条第1項又は第8条の規定に違反した者に対し、当該違反を是正するため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第11条 町長は、第7条第1項又は第8条の規定に違反した者に対し、前条に規定する勧告をしたにもかかわらず、その者が当該勧告に従わないときは、当該違反を是正するため必要な措置を講ずるよう命ずることができる。